

○尼崎市水道事業給水条例施行規程

昭和35年4月1日
水道事業管理規程第1号

改正	昭和39年4月1日水道局管理規程第6号	昭和40年4月1日水道局管理規程第6号
	昭和40年5月1日水道局管理規程第9号	昭和40年10月1日水道局管理規程第13号
	昭和41年1月1日水道局管理規程第1号	昭和41年2月21日水道局管理規程第3号
	昭和41年5月1日水道局管理規程第11号	昭和41年6月1日水道局管理規程第12号
	昭和41年9月1日水道局管理規程第15号	昭和42年1月1日水道局管理規程第1号
	昭和42年2月1日水道局管理規程第5号	昭和42年3月25日水道局管理規程第7号
	昭和42年6月1日水道局管理規程第15号	昭和42年6月26日水道局管理規程第19号
	昭和42年12月1日水道局管理規程第24号	昭和43年1月16日水道局管理規程第3号
	昭和43年4月30日水道局管理規程第9号	昭和43年7月1日水道局管理規程第12号
	昭和43年10月9日水道局管理規程第17号	昭和44年4月1日水道局管理規程第4号
	昭和44年10月13日水道局管理規程第6号	昭和45年4月17日水道局管理規程第8号
	昭和45年5月1日水道局管理規程第9号	昭和45年6月1日水道局管理規程第10号
	昭和45年9月30日水道局管理規程第12号	昭和45年11月24日水道局管理規程第13号
	昭和46年4月1日水道局管理規程第6号	昭和46年10月1日水道局管理規程第10号
	昭和47年2月4日水道局管理規程第2号	昭和47年3月31日水道局管理規程第5号
	昭和47年9月1日水道局管理規程第9号	昭和47年10月11日水道局管理規程第10号
	昭和47年12月1日水道局管理規程第11号	昭和48年3月31日水道局管理規程第4号
	昭和48年7月5日水道局管理規程第9号	昭和48年10月1日水道局管理規程第10号
	昭和49年1月10日水道局管理規程第1号	昭和49年3月30日水道局管理規程第5号
	昭和51年2月19日水道局管理規程第1号	昭和51年3月31日水道局管理規程第6号
	昭和52年3月31日水道局管理規程第5号	昭和55年3月26日水道局管理規程第4号
	昭和57年3月31日水道局管理規程第2号	昭和57年9月17日水道局管理規程第9号
	昭和58年1月7日水道局管理規程第1号	昭和58年12月23日水道局管理規程第4号
	昭和59年4月1日水道局管理規程第4号	昭和59年8月20日水道局管理規程第13号
	昭和60年3月30日水道局管理規程第4号	昭和63年10月31日水道局管理規程第4号
	平成2年10月1日水道局管理規程第4号	平成4年10月1日水道局管理規程第12号
	平成5年12月1日水道局管理規程第7号	平成6年5月30日水道局管理規程第6号
	平成7年5月24日水道局管理規程第6号	平成7年9月1日水道局管理規程第7号
	平成8年3月1日水道局管理規程第2号	平成8年3月27日水道局管理規程第7号
	平成9年3月31日水道局管理規程第5号	平成9年10月1日水道局管理規程第12号
	平成10年1月19日水道局管理規程第1号	平成10年3月31日水道局管理規程第3号
	平成11年3月31日水道局管理規程第3号	平成11年3月31日水道局管理規程第5号
	平成13年3月31日水道局管理規程第5号	平成14年1月15日水道局管理規程第1号
	平成15年3月31日水道局管理規程第5号	平成16年3月31日水道局管理規程第4号
	平成17年6月20日水道局管理規程第10号	平成17年11月18日水道局管理規程第11号
	平成18年11月21日水道局管理規程第8号	平成19年3月13日水道局管理規程第2号
	平成19年7月19日水道局管理規程第8号	平成19年11月9日水道局管理規程第11号
	平成19年11月12日水道局管理規程第12号	平成20年10月28日水道局管理規程第10号
	平成21年3月31日水道局管理規程第10号	平成23年12月20日水道局管理規程第13号
	平成24年3月30日水道局管理規程第2号	平成24年3月30日水道局管理規程第8号
	平成30年3月31日水道局管理規程第21号	平成30年12月28日公営企業局管理規程第15号

目次

- 第1章 総則（第1条—第2条の2）
- 第2章 給水装置の工事及び費用（第3条—第11条）
- 第3章 給水（第12条—第25条の2）
- 第4章 料金、分担金及び手数料（第25条の3—第34条の2）
- 第5章 雑則（第35条・第36条）

付則

第1章 総則

（この規程の趣旨）

第1条 この規程は別に定めるもののほか、尼崎市水道事業給水条例（昭和35年尼崎市条例第7号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（平10水道局管理規程1・平24水道局管理規程8・一部改正）

（章標）

第2条 水道使用者は、管理者が交付する章標を門戸に掲示しなければならない。

2 前項の章標は、第1号様式とする。

（共用給水装置の設置条件）

第2条の2 共用給水装置は、次の各号に該当する者に限り設置することができる。

- (1) 2戸以上の水道使用者があり各戸ごとに専用給水装置を設置することができない者
- (2) 屋外に設置する給水装置（1個の給水せんを有するものに限る。）によりもっぱら住居の用に水道を使用する者

（昭43水道局管理規程9・追加）

第2章 給水装置の工事及び費用

（給水装置の新設等の申込みの手続）

第3条 条例第7条第1項の規定により給水装置の新設、改造又は撤去（以下「給水装置工事」という。）の承認を受けようとする者は、給水装置工事申込書（第2号様式）を管理者に提出しなければならない。

（臨時の給水装置新設等の申込みの手続）

第4条 工事施行中の工事人が、臨時に、給水装置工事をしようとするときは、工事起業者の承認を得て管理者に申し込まなければならない。

- 2 前項の給水装置工事の工事費並びに水道料金等の納付については、工事人が工事起業者と連帯してその責任を負わなければならない。

（給水装置工事の取消し等）

第5条 給水装置工事の申込者（以下「工事申込者」という。）がその工事の設計を変更し、又はその申込みを取り消そうとするときは、直ちに管理者に届け出なければならない。

- 2 前項の設計の変更又は申込みの取消しにより生じた損害については、工事申込者は、市に、その損害を賠償しなければならない。

（昭43水道局管理規程9・一部改正）

第6条 削除

（平24水道局管理規程8）

第7条 削除

（平24水道局管理規程8）

（工事費の納入）

第8条 条例第12条第1項に規定する工事費の概算額は、管理者がその概算額を通知した日から1月以内にその概算額を納入しなければならない。

- 2 前項の期限内に工事費概算額を納入しないときは、催告状を発し、催告期限内になお納入しないときは、工事の申込みは取り消されたものとみなす。ただし、特別の理由があると認めたときは、この限りでない。
- 3 条例第12条第2項の規定により追徴があるときは、管理者がその金額を通知した日から10日以内にその金額を納入しなければならない。
- 4 第1項及び前項の規定により納入するときは、第4号様式によらなければならない。

（昭43水道局管理規程9・昭51水道局管理規程6・平7水道局管理規程6・平10水道局管理規程1・一部改正）

（工事費の精算において追徴又は還付しない額）

第9条 条例第12条第2項ただし書に規定する実費の額は、100円とする。

（給水装置工事の保証期間）

第10条 管理者が施行した給水装置工事については、工事完成后1年以内にその給水装置が当該工事のかしに起因して破損したときは、管理者がこれを補修するものとし、その費用は市が負担する。ただし、条例第25条第3項の規定の適用はあるものとする。

（昭43水道局管理規程9・一部改正）

（代理人の届出）

第11条 条例第17条に規定する代理人を定めた者は、工事申込みの際、直ちに管理者に届け出なければならない。

（昭43水道局管理規程9・全改）

第3章 給水

（給水申込みの手続）

第12条 条例第19条の規定により水道使用の承認を受けようとする者は、水道使用申込書（第5号様式）を管理者に提出しなければならない。

- 2 前項の給水申込みの内容について、管理者は必要があると認めるときは、その申込者に対し必要な資料の提出を求めることがある。

（昭43水道局管理規程9・昭51水道局管理規程6・平2水道局管理規程4・平9水道局管理規程12・一部改正）

（量水器の設置基準）

第13条 条例第20条第1項の規定により市が設置する量水器は、特別の理由がある場合を除き、給水のために配水管又は他の給水管から分岐して設けられた分岐点における給水管の口径と同口径のものを次の基準により設置する。

- (1) 給水せんまで直接給水するものについては、専用又は共用給水装置ごとに1個

(2) 受水槽を設けるものについては、受水槽ごとに1個

(昭43水道局管理規程9・追加)

(量水器設置の例外)

第14条 条例第20条第1項ただし書の規定により量水器を設置しないで給水するものは、次のとおりとする。

(1) 私設消火せん

(2) 管理者が、量水器によって使用水量を計量する必要がないと認めたもの

(昭43水道局管理規程9・一部改正)

(総代人の選定)

第15条 条例第21条第3号に規定する「その他管理者が必要と認めた者」とは、条例第31条第4項又は条例第33条の規定の適用を受ける者をいう。

(昭43水道局管理規程9・追加、昭51水道局管理規程6・全改、平13水道局管理規程5・一部改正)

(総代人の届出)

第15条の2 条例第21条に規定する総代人を選定した者は、総代人選定届(第6号様式)を直ちに管理者に提出しなければならない。

(昭43水道局管理規程9・昭51水道局管理規程6・一部改正)

(給水に関する届出)

第16条 条例第22条第1項各号に規定する届出をしようとする者は、次の各号に定める書類を管理者に提出しなければならない。

(1) 水道の使用をやめるときは、水道使用中止届(第7号様式)

(2) 水道の用途を変更するとき、水道使用用途変更届(第8号様式)

(3) 消防演習に私設消火せんを使用するとき、私設消火せん消防演習使用届(第9号様式)

2 条例第22条第2項各号に規定する届出をしようとする者は、次の各号に定める書類を管理者に提出しなければならない。

(1) 総代人に変更があったとき又は総代人の住所に変更があったときは、総代人変更(住所変更)届(第10号様式)

(2) 給水装置の所有者の代理人に変更があったとき又は代理人の住所に変更があったときは、代理人変更(住所変更)届(第11号様式)

(3) 給水装置の所有者に変動があったときは、給水装置所有者変動届(第12号様式)

(4) 公共の消防用として水道を使用したときは、消火用水道使用届(第13号様式)

3 条例第22条第3項の規定により管理者の承認を受けようとする者は、水道使用承継届(第14号様式)を管理者に提出しなければならない。

(昭43水道局管理規程9・昭51水道局管理規程6・平13水道局管理規程5・一部改正)

(消防署長の証明)

第17条 前条第2項第4号の届書には、所轄消防署長の事実を証明する書類を添付しなければならない。

(昭43水道局管理規程9・全改)

(私設消火せんの封かん)

第18条 私設消火せんの封かんは、管理者が行なう。

(共用給水装置を使用する者等の異動)

第19条 共用給水装置を使用する者又は条例第33条の規定の適用を受ける者に異動があったときは、総代人は給水装置共用者異動届(第15号様式)を直ちに管理者に提出しなければならない。

(昭43水道局管理規程9・昭51水道局管理規程6・一部改正)

(給水装置の所有者に関する事務の代行)

第20条 給水装置の所有者の所在が不明であって、給水装置の所有者に関する事務を処理することが出来ないときは、管理者は、家屋又は土地の所有者、水道使用者その他利害関係人の申請により、その所在が判明するまで、申請者をして給水装置の所有者のなすべき事務を代行させることがある。

(給水装置の異状の届出)

第21条 条例第25条第1項に規定する届出をしようとする者は、給水装置異状届(第16号様式)を管理者に提出しなければならない。

(昭43水道局管理規程9・昭51水道局管理規程6・一部改正)

第22条 削除

(平成13年水道局管理規程5号)

(量水器のき損又は亡失の届出等)

第23条 量水器をき損し、又は亡失した水道使用者等は、量水器き損(亡失)届(第17号様式)により直ちに管理者に届け出なければならない。

2 条例第26条に規定する賠償額は、時価の範囲内でその都度管理者が定める。

(昭43水道局管理規程9・昭51水道局管理規程6・平13水道局管理規程5・一部改正)

(給水装置及び水質検査の請求等)

第24条 条例第28条第1項(条例第28条の2第3項において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定により検査を請求しようとする者は、次の各号に定める書類を管理者に提出しなければならない。

(1) 給水装置の検査を請求しようとするときは、給水装置検査請求書(第18号様式)

(2) 水質の検査を請求しようとするときは、水質検査請求書(第19号様式)

2 管理者は、検査の必要がないと認める相当の理由があるときは、検査の請求を拒むことがある。

3 条例第28条第1項に規定する水質の検査の結果は、水質検査結果通知書(第20号様式)により請求者に通知する。

(昭42水道局管理規程1・昭43水道局管理規程9・昭46水道局管理規程6・昭51水道局管理規程6・平15水道局管理規程5・一部改正)

第25条 量水器の機能検査による当該量水器の異状の有無は、計量法(平成4年法律第51号)の定めるところにより、これを確定する。

2 管理者は、量水器の機能検査を行なう場合には、その日時を指定して検査請求者を立ち会わせる。この場合において、検査請求者は、立ち会わないという理由により、検査の結果について管理者に異議を申し立てることができない。

(昭40水道局管理規程9・全改、平6水道局管理規程6・一部改正)

(貯水槽水道の設置者の管理上の責任)

第25条の2 条例第28条の3第1項に規定する貯水槽水道の設置者は、同項の定めるところによるほか、市長が定めるところにより、当該貯水槽水道の届出等を行わなければならない。

2 条例第28条の3第2項の規定による貯水槽水道の管理及び管理についての検査は、市長が定めるところによるものとする。

(平15水道局管理規程5・追加)

第4章 料金、分担金及び手数料

(昭51水道局管理規程6・一部改正)

(料金算定における月数)

第25条の3 料金を算定する場合の月数は、条例第31条第1項に規定する定例日の翌日から次の定例日までの期間を2月とし、その2分の1を1月とする。ただし、条例第35条の規定により料金を算定する場合その他管理者が必要があると認めた場合は、この限りでない。

(平13水道局管理規程5・追加、平15水道局管理規程5・旧第25条の2繰下)

(公衆浴場営業用の適用基準)

第26条 条例第30条第7項に規定する管理者が別に定める基準は、物価統制令施行令(昭和27年政令第319号)第11条の規定により兵庫県知事が指定する入浴料金の統制額の適用を受ける公衆浴場に水道を使用する場合とする。

(昭43水道局管理規程9・全改、平6水道局管理規程6・一部改正)

(特殊な場合の料金)

第26条の2 条例第30条第6項に規定する管理者が定める額は、636円とする。

(昭43水道局管理規程9・追加、昭51水道局管理規程1・昭59水道局管理規程4・平6水道局管理規程6・平10水道局管理規程3・平14水道局管理規程1・平17水道局管理規程10・一部改正)

(1個の量水器で2戸以上の水道使用者がある場合の料金の算定の特例の適用基準等)

第26条の3 条例第31条第4項の規定は、管理者が別に定めるところにより各戸の水道使用者ごとに料金を徴収することを承認した専用給水設備により水道を使用する集合住宅(以下「集合住宅」という。)について適用することができる。

2 条例第31条第4項に規定する別に定める方法は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 各戸において水道を使用した場合の料金は、各戸ごとに設置された水道メーターにより使用水量を計量し、その計量した使用水量をもつて各戸ごとに管理者が定める方法により算定する。

(2) 受水槽以下の給水設備に設置された消火栓により消防演習のために使用した水量に対する料金は、その使用した時間をもつて管理者が定める方法により算定する。

(3) 受水槽及び高架水槽(以下「受水槽等」という。)の清掃の用に水道を使用した場合の料金は、当該受水槽等の有効容量を当該清掃1回に使用した水量とし、その水量をもつて管理者が定める方法により算定する。

3 条例第30条第1項及び第2項並びに第5項並びに第6項の規定は、それぞれ前項各号に掲げる料金について準用する。この場合において、条例第30条第6項に規定する管理者が定める額とは、条例第30条第2項に規定する表の量水器口径25ミリメートルの従量料金の第1段階における1立方メートルの額とする。

4 前2項に定めるもののほか、集合住宅の各戸の水道使用者から料金を徴収するに当たり必要な事項は、

管理者が別に定める。

(昭51水道局管理規程6・追加、昭59水道局管理規程13・全改、平6水道局管理規程6・平13水道局管理規程5・一部改正)

(使用水量の認定)

第26条の4 条例第32条第2項の規定による使用水量の認定は、前年の同時期の使用水量のほか、次の各号のいずれかの水量を基準にして行う。

- (1) 使用水量を認定する期(第28条第1項の表の徴収区分の欄に規定する期をいう。以下同じ。)の直前の3期の範囲内において計量した使用水量
- (2) 条例第32条第1項各号に掲げる事由がなくなった後に計量した使用水量をもとに日割計算により得た水量
- (3) 前2号に規定する水量以外の水道の使用実績又は使用状況等を考慮して定めた水量

(平13水道局管理規程5・追加)

(1個の量水器で2戸以上の水道使用者がある場合の料金の計算の特例の適用基準)

第26条の5 条例第33条第2項に規定する管理者が定める基準は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 各戸に給水栓が設置されていること。
- (2) 各戸ごとに市の量水器が設置されていないこと。
- (3) 水道を使用する戸数の3分の2以上が専ら住居の用に水道を使用するものであること。

(昭43水道局管理規程9・追加、昭51水道局管理規程6・平13水道局管理規程5・一部改正)

(日割計算の方法)

第26条の6 条例第35条第1項の規定による日割計算は、基本料金にあっては条例第30条第2項の表又は同条第3項に規定する基本料金に次の算式により計算した数値(以下この項において「算定月数」という。)を乗じて得た額とし、専用給水装置に係る従量料金にあっては同表に規定する各段階ごとの使用水量に算定月数を乗じて得た水量、共用給水装置に係る従量料金にあっては同項中「6立方メートル」とあるのは「6立方メートルに尼崎市水道事業給水条例施行規程(昭和35年尼崎市水道事業管理規程第1号)第26条の6第1項に規定する算定月数を乗じて得た数値」と読み替えて得た水量(これらの水量に1000分の1立方メートル未満の端数があるときは、これを四捨五入する。)を基礎にして、これらの規定を適用して計算する。この場合において、基本料金及び従量料金の額にそれぞれ1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

算定基礎月数×算定日数／算定基礎日数

2 前項の算定日数、算定基礎日数及び算定基礎月数は、次に掲げる場合に依り、当該号に定めるところとする。

(1) 水道の使用を開始した場合

ア 算定日数 水道の使用を開始した日(以下「使用開始日」という。)から使用開始日の直後の定例日(以下「初回計量日」という。)までの日数

イ 算定基礎日数 初回計量日の属する月の前月の初回計量日に応ずる日(その日が使用開始日以後であるときは、使用開始日の直前の初回計量日に応ずる日)の翌日から初回計量日までの期間の日数

ウ 算定基礎月数 イの期間の月数

(2) 水道の使用をやめた場合

ア 算定日数 水道の使用をやめた日(以下「使用中止日」という。)の直前の定例日(以下「最終計量日」という。)の翌日(最終計量日がない者にあつては、使用開始日)から使用中止日までの日数

イ 算定基礎日数 最終計量日の翌日から最終計量日の属する月の翌月の最終計量日に応ずる日(その日が使用中止日前であるときは、使用中止日の直後の最終計量日に応ずる日)までの期間(最終計量日がない者にあつては、使用開始日から使用中止日の属する月以後の管理者が指定する月における使用開始日の前日に応ずる日(管理者が指定する月において使用開始日の前日に応ずる日がないときは、その月の末日)までの期間)の日数

ウ 算定基礎月数 イの期間の月数

3 前2項の規定は、条例第35条第2項の規定による日割計算について準用する。この場合において、前項第1号中「水道の使用を開始した場合」とあるのは「給水装置の種類、量水器の口径又は水道の用途(以下「給水装置の種類等」という。))を変更した後の料金を算定する場合」と、「水道の使用を開始した日(以下「使用開始日」という。)から使用開始日」とあるのは「給水装置の種類等を変更した日(以下「料率変更日」という。))の翌日から料率変更日」と、「使用開始日以後」とあるのは「料率変更日後」と、「使用中止日」とあるのは「料率変更日」と、同項第2号中「水道の使用をやめた場合」とあるのは「給水装置の種類等を変更する前の料金を算定する場合」と、「水道の使用をやめた日(以下「使用中止日」という。))」とあり、及び「使用中止日」とあるのは「料率変更日」とそれぞれ読み替えるものとする。

(平13水道局管理規程5・追加)

(共用給水装置の水道使用者が1戸に減じた場合の料金)

第27条 共用給水装置の水道使用者が1戸に減じた場合の料金は、条例第30条第1項及び第2項の規定を適用する。

(昭43水道局管理規程9・全改、平6水道局管理規程6・一部改正)

(料金の徴収方法)

第27条の2 料金は、口座振替若しくは自動振込みの方法(以下「口座制」という。)、指定代理納付者による納付の方法(以下「クレジット制」という。))又は納入通知書に現金若しくは現金に代えて収納することができる証券を添えて納付する方法(以下「納付制」という。))により徴収する。ただし、条例第38条第2項の規定によりその都度徴収する場合その他管理者が特に必要があると認めた場合は、集金の方法(以下「集金制」という。))により徴収することができる。

(平13水道局管理規程5・追加、平20水道局管理規程10・一部改正)

(料金の徴収区分等)

第28条 条例第38条第1項の規定により2月分をまとめて徴収する場合の料金の徴収区分及び算定期間は、次のとおりとする。

徴収区分		算定期間
期	計量区	
第1期	西地区	2月の定例日の翌日から4月の定例日まで
	東地区	3月の定例日の翌日から5月の定例日まで
第2期	西地区	4月の定例日の翌日から6月の定例日まで
	東地区	5月の定例日の翌日から7月の定例日まで
第3期	西地区	6月の定例日の翌日から8月の定例日まで
	東地区	7月の定例日の翌日から9月の定例日まで
第4期	西地区	8月の定例日の翌日から10月の定例日まで
	東地区	9月の定例日の翌日から11月の定例日まで
第5期	西地区	10月の定例日の翌日から12月の定例日まで
	東地区	11月の定例日の翌日から1月の定例日まで
第6期	西地区	12月の定例日の翌日から2月の定例日まで
	東地区	1月の定例日の翌日から3月の定例日まで

2 前項の表の徴収区分の欄に規定する計量区は、管理者が別に定める。

(平13水道局管理規程5・全改)

(料金の納入期限)

第29条 期ごとの料金の納入期限は、その期の定例日の属する月の末日とする。この場合において、口座制による口座振替又は自動振込みの日及びクレジット制による立替払いの日は、管理者が別に定める。

2 前項の規定にかかわらず、条例第38条第2項の規定によりその都度徴収する場合の料金の納入期限は、次の各号に掲げる徴収方法に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 口座制 管理者が指定する日
- (2) 納付制 納入通知書を発した日から10日
- (3) 集金制 使用水量を計量した日から10日

3 前2項に規定する料金の納入期限が尼崎市の休日を定める条例(平成3年尼崎市条例第1号)第2条第1項に規定する市の休日(12月29日及び同月30日を除く。)に当たるときは、その翌日を料金の納入期限とする。

4 管理者は、必要があると認めるときは、第1項から前項までの料金の納入期限を変更することができる。

(昭43水道局管理規程9・一部改正、平13水道局管理規程5・全改、平20水道局管理規程10・一部改正)

(納入通知書及び領収書)

第30条 料金及び給水装置修繕料の納入通知書は、第22号様式によるものとする。ただし、集金制による場合は、第23号様式によるものとする。

2 前項前段の規定にかかわらず、口座制及びクレジット制による場合にあっては、納入通知書に記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。)をもってこれに代えることができる。

3 料金及び給水装置修繕料の督促状は、第24号様式によるものとする。

4 料金及び給水装置修繕料の領収書は、前2項に掲げる様式に定めるもののほか、第25号様式によるものとする。

(昭41水道局管理規程1・全改、昭43水道局管理規程9・昭51水道局管理規程6・一部改正、平2水道局管理規程4・全改、平4水道局管理規程12・一部改正、平7水道局管理規程7・平10水道局管理規程3・全改、平13水道局管理規程5・平19水道局管理規程8・平20水道局管理規程10・一部改正)

第31条 共用給水装置を使用する場合及び条例第31条第4項又は条例第33条の規定の適用を受ける場合の料金（条例第31条第4項の規定の適用を受ける場合で各戸の水道使用者ごとに算定した料金を除く。）及び給水装置修繕料の徴収は、一給水装置ごとに納入通知書1通を作成し、総代人にこれを交付する。

2 前項の総代人は、水道使用者から料金及び給水装置修繕料を徴収し、これを一括して納付しなければならない。

（昭39水道局管理規程6・昭51水道局管理規程6・平13水道局管理規程5・一部改正）

（領収日付印）

第32条 第23号様式及び第25号様式による領収書は、第26号様式の領収日付印がなければ無効とする。ただし、尼崎市公営企業局における徴収事務等の委託に関する規程（平成11年尼崎市水道局管理規程第5号）の規定により収納した場合にあっては、同規程の定めるところによるものとする。

（昭39水道局管理規程6・一部改正、昭42水道局管理規程7・全改、昭43水道局管理規程9・昭51水道局管理規程6・平7水道局管理規程7・平9水道局管理規程5・平10水道局管理規程3・平11水道局管理規程5・平30水道局管理規程21・一部改正）

（概算料金の前納）

第32条の2 条例第37条に規定する概算料金は、第27号様式により前納しなければならない。

（平7水道局管理規程7・追加、平10水道局管理規程3・一部改正）

（分担金の納入）

第33条 条例第39条の2に規定する分担金は、第4号様式により納入しなければならない。

2 条例第39条の2第4項に規定する管理者が指定する期間は、1月とする。

3 条例第39条の2第4項に規定する期間内に分担金を納入しないときは、催告状を發し、催告期限内になお納入しないときは、同条第1項の給水装置の新設・改造工事の申込みは取り消されたものとみなす。ただし、特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

（昭51水道局管理規程1・削除、昭51水道局管理規程6・全改、平7水道局管理規程6・平10水道局管理規程1・一部改正）

（手数料の納付）

第34条 条例第40条に規定する手数料は、第28号様式により徴収する。

（昭43水道局管理規程9・平10水道局管理規程3・一部改正）

（修繕工事弁償金の納付）

第34条の2 修繕工事弁償金は、第22号様式、第25号様式又は第29号様式により徴収する。

（平10水道局管理規程3・追加）

第5章 雑則

（身分証明書）

第35条 給水装置の検査に従事する職員の身分証明書は、第30号様式とする。

（昭43水道局管理規程9・一部改正）

（手続の特例）

第36条 条例又はこの規程の規定による申込み、届出等で、この規程に定める様式により行うこととされているもののうち、管理者が認める申込み、届出等については、当該様式によらず、口頭その他の方法により行うことができる。

（平13水道局管理規程5・追加）

付 則

（施行期日）

1 この規程は、公布の日から施行する。

（旧規程の廃止）

2 尼崎市上水道条例施行規程（昭和32年尼崎市水道事業管理規程第4号。以下「旧規程」という。）は、廃止する。

（経過措置）

3 この規程施行の際、旧規程の規定によりなされた承認、検査その他の処分又は申し込み、届出その他の手続は、それぞれこの規程の相当規定によりなされたものとみなす。

4 旧規程に定められた様式による用紙又はひな型は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

付 則（昭和39年4月1日水道局管理規程第6号）

（施行期日）

1 この規程は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規程施行の際、従前の規定による用紙は、この規程の規定による用紙とみなし、当分の間、使用することができる。

付 則（昭和40年4月1日水道局管理規程第6号）

(施行期日)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程施行の際、従前の規定による用紙は、この規程の規定による用紙とみなし、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

付 則 (昭和40年5月1日水道局管理規程第9号)

(施行期日)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程施行の際、現に量水器の機能について検査請求を受理しているものについては、なお従前の例による。

付 則 (昭和40年10月1日水道局管理規程第13号)

(施行期日)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程施行の際、従前の規定による用紙は、この規程の規定による用紙とみなし、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

付 則 (昭和41年1月1日水道局管理規程第1号)

この規程は、公布の日から施行する。

付 則 (昭和41年2月21日水道局管理規程第3号)

(施行期日)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程施行の際、従前の規定による用紙は、この規程の規定による用紙とみなし、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

付 則 (昭和41年5月1日水道局管理規程第11号)

(施行期日)

- 1 この規程は、昭和41年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程施行の際、この規程による改正前の尼崎市水道事業給水条例施行規程の規定に基づいて課し、又は課すべきであつた料金の徴収については、なお従前の例による。

付 則 (昭和41年6月1日水道局管理規程第12号)

(施行期日)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程施行の際、従前の規定による用紙は、この規程の規定による用紙とみなし、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

付 則 (昭和41年9月1日水道局管理規程第15号)

(施行期日)

- 1 この規程は、昭和41年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程施行の際、従前の規定による用紙は、この規程の規定による用紙とみなし、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

付 則 (昭和42年1月1日水道局管理規程第1号)

(施行期日)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程施行の際、従前の規定による用紙（ただし、次項の規定による用紙を除く。）は、この規程の規定による用紙とみなし、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

- 3 この規程施行の際、従前の規定による納入通知書及び領収書（以下「納入通知書等」という。）は、当分の間、第5条及び第10条の改正規定に基づく納入通知書等により尼崎市水道事業管理者が発行した納入通知書等とみなす。

付 則 (昭和42年2月1日水道局管理規程第5号)

この規程は、公布の日から施行する。

付 則 (昭和42年3月25日水道局管理規程第7号)

(施行期日)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正前の尼崎市水道事業給水条例施行規程の様式による用紙及び集金員印は、第1条の規定による改正後の尼崎市水道事業給水条例施行規程の様式による用紙及び領収日付印とみなし、当分の間、使用することができる。

付 則 (昭和42年6月1日水道局管理規程第15号)

(施行期日)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程施行の際、従前の規定による用紙は、この規程の規定による用紙とみなし、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

付 則 (昭和42年6月26日水道局管理規程第19号)

(施行期日)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程施行の際、従前の規定による用紙は、この規程の規定による用紙とみなし、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

付 則 (昭和42年12月1日水道局管理規程第24号)

(施行期日)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程施行の際、従前の規程の規定による用紙は、この規程の規定による用紙とみなし、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

付 則 (昭和43年1月16日水道局管理規程第3号)

(施行期日)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程施行の際、従前の規程の規定による用紙は、この規程の規定による用紙とみなし、当分の間、使用することができる。

付 則 (昭和43年4月30日水道局管理規程第9号)

(施行期日)

- 1 この規程は、昭和43年5月1日から施行する。

(尼崎市公設共用給水装置設置に関する規程の廃止)

- 2 尼崎市公設共用給水装置設置に関する規程(昭和35年尼崎市水道事業管理規程第2号)は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この規程施行の際、従前の規程の規定による用紙は、この規程の規定による用紙とみなし、当分の間、所要の調整をして使用することができる。
- 4 この規程施行の際、従前の規程の規定に基づいてなされた承認その他の処分又は申請、届出その他の手続は、それぞれこの規程の相当規定に基づいてなされた処分又は手続きとみなす。

付 則 (昭和43年7月1日水道局管理規程第12号)

(施行期日)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程施行の際、従前の規程の規定による用紙は、この規程の規定による用紙とみなし、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

付 則 (昭和43年10月9日水道局管理規程第17号)

(施行期日)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程施行の際、従前の規程の規定による用紙は、この規程の規定による用紙とみなし、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

付 則 (昭和44年4月1日水道局管理規程第4号)

(施行期日)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程施行の際、従前の規程の規定による用紙は、この規程の規定による用紙とみなし、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

付 則 (昭和44年10月13日水道局管理規程第6号)

(施行期日)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程施行の際、従前の規定による用紙は、この規程の規定による用紙とみなし、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

付 則 (昭和45年4月17日水道局管理規程第8号)

(施行期日)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程施行の際、従前の規程の規定による用紙は、この規程の規定による用紙とみなし、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

付 則 (昭和45年5月1日水道局管理規程第9号)

(施行期日)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程施行の際、従前の規程の規定による用紙は、この規程の規定による用紙とみなし、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

付 則 (昭和45年6月1日水道局管理規程第10号)

この規程は、公布の日から施行する。

付 則 (昭和45年9月30日水道局管理規程第12号)

(施行期日)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の際、従前の規程の規定による用紙は、この規程の規定による用紙とみなし、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

付 則 (昭和45年11月24日水道局管理規程第13号)

(施行期日)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程施行の際、従前の規程の規定による用紙は、この規程の規定による用紙とみなし、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

付 則 (昭和46年4月1日水道局管理規程第6号)

(施行期日)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の際、従前の規定による用紙は、この規程の規定による用紙とみなし、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

付 則 (昭和46年10月1日水道局管理規程第10号)

(施行期日)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の際、従前の規程の規定による用紙は、この規程の規定による用紙とみなし、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

付 則 (昭和47年2月4日水道局管理規程第2号)

この規程は、公布の日から施行する。

付 則 (昭和47年3月31日水道局管理規程第5号)

この規程は、昭和47年4月1日から施行する。

付 則 (昭和47年9月1日水道局管理規程第9号)

(施行期日)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の際、従前の規程の規定による用紙は、この規程の規定による用紙とみなし、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

付 則 (昭和47年10月11日水道局管理規程第10号)

(施行期日)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の際、従前の規程の規定による用紙は、この規程の規定による用紙とみなし、当分の間、
所要の調整をして使用することができる。
付 則（昭和47年12月1日水道局管理規程第11号）
（施行期日）
- 1 この規程は、公布の日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規程の施行の際、従前の規程の規定による用紙は、この規程の規定による用紙とみなし、当分の間、
所要の調整をして使用することができる。
付 則（昭和48年3月31日水道局管理規程第4号）
この規程は、昭和48年4月1日から施行する。
付 則（昭和48年7月5日水道局管理規程第9号）
（施行期日）
- 1 この規程は、公布の日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規程の施行の際、従前の規程の規定による用紙は、この規程の規定による用紙とみなし、当分の間、
所要の調整をして使用することができる。
付 則（昭和48年10月1日水道局管理規程第10号）
（施行期日）
- 1 この規程は、公布の日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規程の施行の際、従前の規程の規定による用紙は、この規程の規定による用紙とみなし、当分の間、
所要の調整をして使用することができる。
付 則（昭和49年1月10日水道局管理規程第1号）
（施行期日）
- 1 この規程は、公布の日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規程の施行の際、従前の規程の規定による用紙は、この規程の規定による用紙とみなし、当分の間、
所要の調整をして使用することができる。
付 則（昭和49年3月30日水道局管理規程第5号）
この規程は、昭和49年4月1日から施行する。
付 則（昭和51年2月19日水道局管理規程第1号）
この規程は、昭和51年3月1日から施行する。
付 則（昭和51年3月31日水道局管理規程第6号）抄
（施行期日）
- 1 この規程は、昭和51年4月1日から施行する。
付 則（昭和52年3月31日水道局管理規程第5号）
（施行期日）
- 1 この規程は、昭和52年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規程の施行の際、従前の規程の規定による用紙は、この規程の規定による用紙とみなし、当分の間、
所要の調整をして使用することができる。
付 則（昭和55年3月26日水道局管理規程第4号）
（施行期日）
- 1 この規程は、昭和55年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規程の施行の際、従前の規程の規定による用紙は、この規程の規定による用紙とみなし、当分の間、
所要の調整をして使用することができる。
付 則（昭和57年3月31日水道局管理規程第2号）
（施行期日）
- 1 この規程は、昭和57年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規程の施行の際、この規程による改正前の尼崎市水道事業給水条例施行規程の規定による用紙は、
この規程による改正後の尼崎市水道事業給水条例施行規程の規定による用紙とみなし、当分の間、使用す
ることができる。
付 則（昭和57年9月17日水道局管理規程第9号）
この規程は、昭和57年9月20日から施行する。
付 則（昭和58年1月7日水道局管理規程第1号）

この規程は、昭和５８年４月１日から施行する。

付 則（昭和５８年１２月２３日水道局管理規程第４号）

この規程は、昭和５９年１月１日から施行する。

付 則（昭和５９年４月１日水道局管理規程第４号）

（施行期日）

- 1 この規程は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規程の施行の際、この規程による改正前の尼崎市水道事業給水条例施行規程の規定による用紙は、この規程による改正後の尼崎市水道事業給水条例施行規程の規定による用紙とみなし、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

付 則（昭和５９年８月２０日水道局管理規程第１３号）

（施行期日）

- 1 この規程は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規程の施行の際、この規程による改正前の尼崎市水道事業給水条例施行規程（以下「改正前の規程」という。）第２６条の３第１項の規定に基づき、現に同規程同条第２項に規定する料金算定の特例の適用を受けている集合住宅に係る水道使用者に対しては、当分の間、この規程による改正後の尼崎市水道事業給水条例施行規程第２６条の３の規定は適用せず、改正前の規程第２６条の３の規定は、なおその効力を有する。

付 則（昭和６０年３月３０日水道局管理規程第４号）

この規程は、昭和６０年４月１日から施行する。

付 則（昭和６３年１０月３１日水道局管理規程第４号）

（施行期日）

- 1 この規程は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規程の施行の際、第１条の規定による改正前の尼崎市水道事業給水条例施行規程及び第２条の規定による改正前の尼崎市工業用水道条例施行規程の規定による用紙は、第１条の規定による改正後の尼崎市水道事業給水条例施行規程及び第２条の規定による改正後の尼崎市工業用水道条例施行規程の規定による用紙とみなし、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

付 則（平成２年１０月１日水道局管理規程第４号）

（施行期日）

- 1 この規程は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規程の施行の際、第１条の規定による改正前の尼崎市水道事業給水条例施行規程第５号様式、第６号様式、第８号様式、第１０号様式、第１５号様式、第２２号様式及び第２３号様式並びに第２条の規定による改正前の尼崎市水道局会計規程第２４号様式の３による用紙は、第１条の規定による改正後の尼崎市水道事業給水条例施行規程第５号様式、第６号様式、第８号様式、第１０号様式、第１５号様式、第２２号様式及び第２３号様式並びに第２条の規定による改正後の尼崎市水道局会計規程第２４号様式の３による用紙とみなし、当分の間、使用することができる。

付 則（平成４年１０月１日水道局管理規程第１２号）

（施行期日）

- 1 この規程は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規程の施行の際、この規程による改正前の尼崎市水道事業給水条例施行規程第２４号様式、第２４号様式の２及び第２５号様式の２による用紙は、この規程による改正後の尼崎市水道事業給水条例施行規程第２４号様式１、第２４号様式２及び第２５号様式２による用紙とみなし、当分の間、使用することができる。

付 則（平成５年１２月１日水道局管理規程第７号）

（施行期日）

- 1 この規程は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規程の施行の際、第１条の規定による改正前の尼崎市水道事業給水条例施行規程第１９号様式及び第２０号様式並びに第２条の規定による改正前の尼崎市水道局水質管理規程第３号様式による用紙は、第１条の規定による改正後の尼崎市水道事業給水条例施行規程第１９号様式及び第２０号様式並びに第２条の規定による改正後の尼崎市水道局水質管理規程第３号様式による用紙とみなし、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

付 則（平成６年５月３０日水道局管理規程第６号）

(施行期日)

- 1 この規程は、平成6年6月1日から施行する。ただし、第2号様式、第7号様式及び第22号様式の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の際、この規程による改正前の尼崎市水道事業給水条例施行規程（以下「改正前の規程」という。）第7号様式及び第14号様式による用紙は、この規程による改正後の尼崎市水道事業給水条例施行規程（以下「改正後の規程」という。）第7号様式及び第14号様式による用紙とみなし、当分の間、使用することができる。
- 3 この規程の施行の際、改正前の規程第22号様式、第23号様式、第25号様式の3、第26号様式及び第28号様式による用紙は、改正後の規程第22号様式、第23号様式、第25号様式3、第26号様式及び第28号様式による用紙とみなし、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

付 則（平成7年5月24日水道局管理規程第6号）

(施行期日)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の際、この規程による改正前の尼崎市水道事業給水条例施行規程の規定による用紙は、この規程による改正後の尼崎市水道事業給水条例施行規程の規定による用紙とみなし、当分の間、使用することができる。

付 則（平成7年9月1日水道局管理規程第7号）

(施行期日)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。ただし、第22号様式の改正規定中第22号様式1に係る部分並びに第26号様式の次に様式を加える改正規定中第27号様式3に係る部分及び第27号様式5に係る部分の改正規定は、平成7年9月4日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の際、この規程による改正前の尼崎市水道事業給水条例施行規程第16号様式、第21号様式及び第23号様式による用紙は、この規程による改正後の尼崎市水道事業給水条例施行規程第16号様式、第21号様式及び第23号様式による用紙とみなし、当分の間、使用することができる。

付 則（平成8年3月1日水道局管理規程第2号）

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

付 則（平成8年3月27日水道局管理規程第7号）抄

(施行期日)

- 1 この規定は、平成8年4月1日から施行する。

付 則（平成9年3月31日水道局管理規程第5号）

(施行期日)

- 1 この規程は、平成9年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の際、この規程による改正前の尼崎市水道事業給水条例施行規程第4号様式の2、第21号様式、第22号様式1及び第22号様式2による用紙は、この規程による改正後の尼崎市水道事業給水条例施行規程第4号様式の2、第21号様式、第22号様式1及び第22号様式2による用紙とみなし、当分の間、使用することができる。

付 則（平成9年10月1日水道局管理規程第12号）

この規程は、公布の日から施行する。

付 則（平成10年1月19日水道局管理規程第1号）

(施行期日)

- 1 この規程は、平成10年4月1日から施行する。

(尼崎市給水装置工事公認業者に関する規程の廃止)

- 2 尼崎市給水装置工事公認業者に関する規程（昭和36年尼崎市水道事業管理規程第9号。以下「公認業者規程」という。）は、廃止する。

(公認業者に関する経過措置)

- 3 この規程の施行の際、現に公認業者規程の規定による指定を受けている公認業者についてのこの規程による改正後の尼崎市水道事業給水条例施行規程第2条の3第1項及び第2条の4の規定の適用については、第2条の3第1項中「法第16条の2第1項の指定をしたときは、当該指定を受けた者」とあるのは「民間活動に係る規制の改善及び行政事務の合理化のための厚生省関係法律の一部を改正する法律（平成8年法律第107号。以下「一部改正法」という。）附則第2条第2項の届出を受理したときは、当該届出を行った者」と、第2条の4第1号中「法第16条の2第1項の指定をしたとき」とあるのは「一部改正法附則第2条第2項の届出を受理したとき」とする。

(公認業者規程の廃止に伴う経過措置)

- 4 この規程の施行の際、現に公認業者規程の規定による登録を受けている責任技術者及び配管技能者については、公認業者規程第14条、第15条及び第19条から第21条までの規定は、その登録の有効期間に限り、なおその効力を有する。

付 則（平成10年3月31日水道局管理規程第3号）
（施行期日）

- 1 この規程は、平成10年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規程の施行の際、この規程による改正前の尼崎市水道事業給水条例施行規程第5号様式1、第6号様式から第8号様式まで、第10号様式、第14号様式、第15号様式及び第18号様式による用紙は、この規程による改正後の尼崎市水道事業給水条例施行規程第5号様式1、第6号様式から第8号様式まで、第10号様式、第14号様式、第15号様式及び第18号様式による用紙とみなし、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

（尼崎市水道局集金事務の委託に関する規程の廃止）

- 3 尼崎市水道局集金事務の委託に関する規程（昭和42年尼崎市水道局管理規程第6号）は、廃止する。

付 則（平成11年3月31日水道局管理規程第3号）

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

付 則（平成11年3月31日水道局管理規程第5号）抄
（施行期日）

- 1 この規程は、平成11年4月1日から施行する。
付 則（平成13年3月31日水道局管理規程第5号）
（施行期日）
- 1 この規程は、平成13年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規程による改正後の尼崎市水道事業給水条例施行規程（以下「改正後の規程」という。）第26条の6の規定は、平成13年度以後の年度分の水道料金の算定について適用し、平成12年度分までの水道料金の算定については、なお従前の例による。
- 3 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）に水道を使用している者に係る改正後の規程第28条第1項の表の適用については、同表第1期の項中「2月の定例日」とあり、及び「3月の定例日」とあるのは「施行日前の最後に使用水量を計量した日」と読み替えるものとする。
- 4 改正後の規程第26条の6第1項の規定は、施行日前の最後に使用水量を計量した日（以下「最終計量日」という。）から施行日以後の最初の定例日（以下「初回計量日」という。）まで引き続き水道を使用している者から平成13年度第1期分として徴収すべき水道料金の算定について準用する。この場合において、同項に規定する算定日数、算定基礎日数及び算定基礎月数は、次に掲げる場合に依り、当該号に定めたとおりとする。

(1) 基本料金を計算する場合

- ア 算定日数 施行日から初回計量日までの日数
イ 算定基礎日数 施行日から初回計量日の属する月の末日までの期間の日数
ウ 算定基礎月数 イの期間の月数

(2) 従量料金を計算する場合

- ア 算定日数 最終計量日の翌日から初回計量日までの日数
イ 算定基礎日数 最終計量日の翌日から初回計量日の属する月の最終計量日に相当する日（その日が初回計量日前であるときは、初回計量日の直後の最終計量日に相当する日）までの期間の日数
ウ 算定基礎月数 イの期間の月数

- 5 この規程の施行の際、この規程による改正前の尼崎市水道事業給水条例施行規程の規定による用紙は、改正後の規程の規定による用紙とみなし、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

付 則（平成14年1月15日水道局管理規程第1号）

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

付 則（平成15年3月31日水道局管理規程第5号）

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

付 則（平成16年3月31日水道局管理規程第4号）

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

付 則（平成17年6月20日水道局管理規程第10号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成17年7月1日から施行する。ただし、第3号様式の改正規定は、公布の日から施行する。
（経過措置）

- 2 この規程の施行の際、この規程による改正前の尼崎市水道事業給水条例施行規程第3号様式による用紙

は、この規程による改正後の尼崎市水道事業給水条例施行規程第3号様式による用紙とみなし、当分の間、
所要の調整をして使用することができる。

付 則（平成17年11月18日水道局管理規程第11号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成17年11月21日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規程の施行の際、この規程による改正前の尼崎市水道事業給水条例施行規程による用紙は、この規程による改正後の尼崎市水道事業給水条例施行規程による用紙とみなし、当分の間、使用することができる。

付 則（平成18年11月21日水道局管理規程第8号）

（施行期日）

- 1 この規程は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規程の施行の際、この規程による改正前の尼崎市水道事業給水条例施行規程の規定による用紙は、この規程による改正後の尼崎市水道事業給水条例施行規程の規定による用紙とみなし、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

付 則（平成19年3月13日水道局管理規程第2号）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

付 則（平成19年7月19日水道局管理規程第8号）

この規程は、公布の日から施行する。

付 則（平成19年11月9日水道局管理規程第11号）

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

付 則（平成19年11月12日水道局管理規程第12号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成19年12月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規程の施行の際、この規程による改正前の尼崎市水道事業給水条例施行規程及び尼崎市水道局会計規程の規定による用紙は、この規程による改正後の尼崎市水道事業給水条例施行規程及び尼崎市水道局会計規程の規定による用紙とみなし、当分の間、使用することができる。

付 則（平成20年10月28日水道局管理規程第10号）

この規程は、公布の日から施行する。

付 則（平成21年3月31日水道局管理規程第10号）抄

（施行期日）

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規程の施行の際、この規程による改正前の（中略）尼崎市水道事業給水条例施行規程（中略）の規定による用紙は、この規程による改正後の（中略）尼崎市水道事業給水条例施行規程（中略）の規定による用紙とみなし、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

付 則（平成23年12月20日水道局管理規程第13号）

この規程は、公布の日から施行する。

付 則（平成24年3月30日水道局管理規程第2号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規程の施行の際、この規程による改正前の尼崎市水道局帳票規程、尼崎市水道事業給水条例施行規程、尼崎市工業用水道条例施行規程、尼崎市水道局工事施行監督規程、尼崎市水道局工事検査規程及び尼崎市水道局水質管理規程の規定による用紙は、この規程による改正後の尼崎市水道局帳票規程、尼崎市水道事業給水条例施行規程、尼崎市工業用水道条例施行規程、尼崎市水道局工事施行監督規程、尼崎市水道局工事検査規程及び尼崎市水道局水質管理規程の規定による用紙とみなし、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

付 則（平成24年3月30日水道局管理規程第8号）抄

（施行期日）

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

付 則（平成30年3月31日水道局管理規程第21号）抄

（施行期日）

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）前に第1条の規定による改正前の尼崎市水道事業給水条例施行規程（中略）の規定により尼崎市水道事業管理者（以下「水道事業管理者」という。）に対してなされた申込み、届出その他の手続（以下「申込み等」という。）及びそれぞれの規程の規定により水道事業管理者がした承認、手続その他の行為（以下「承認等」という。）は、それぞれ第1条の規定による改正後の尼崎市水道事業給水条例施行規程（中略）の相当の規定（以下この項において「相当規定」という。）により尼崎市公営企業管理者（以下「公営企業管理者」という。）に対してなされた申込み等及び相当規定により公営企業管理者がした承認等とみなす。

付 則（平成30年12月28日公営企業局管理規程第15号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成31年1月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規程の施行の際、現に従前の様式により作成されている帳票については、当分の間、適宜修正のうえ使用することができる。

第1号様式

尼崎市 	水 道 番 号			
	地域	給水装置番号	種類	枝 番

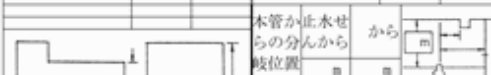
第2号様式

給水装置工事申込書		受付番号					
		精 算	課長	係長	係	検査	統計
工 事 種 別	新設・改造・撤去	設 計	課長	係長		設計審査	受付
検 査	年 月 日						
消 専 ・ 臨 共	号 m/m 個					名称	
工 事 場 所	住 居 表 示	尼崎市					
	地 番	尼崎市					
申 込 者	住 所						㊞
	(ふりがな) 氏 名						
代 理 人	住 所	尼崎市					㊞
	氏 名						
指 定 給 水 事 業 者	住 所						㊞
	氏名(名称)						
	代表者氏名						
給 水 装 置 工 事 行 う 事 業 所	所 在 地						
	名 称						
給 水 装 置 主 任 者 技 術	氏 名						㊞
	免状の交付番号						
所 有 者 異 動 届	届 出 年 月 日	住 所		氏 名		受 付	
	1						
	2						
支 管 分 岐 承 諾 書	住 所	給水装置番号(代表) 号					㊞
	氏 名						
	支管分岐のため生じた出水不良等については、分岐者とともに異議を申し立てず、私費で改良します。						
土 地 使 用 承 諾 書	敷 地	埋設管の口径 m/m		埋設管の延長 m			
		住 所					
	通 過 地	埋設管の口径 m/m		埋設管の延長 m			
		住 所					
	氏 名						
	備 考						

$\frac{N}{4}$

見	取	國	給水装置工事主任技術者	④
---	---	---	-------------	---

N
4

[illegible]

第4号様式
(表)

<table><tr><td colspan="2">事業区分</td></tr><tr><td colspan="2">水</td></tr><tr><td>項</td><td></td></tr><tr><td>目</td><td></td></tr><tr><td>節</td><td></td></tr><tr><td>細節</td><td></td></tr></table>		事業区分		水		項		目		節		細節		納 付 済 通 知 書										
事業区分																								
水																								
項																								
目																								
節																								
細節																								
		<table><tr><td>☐</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>		☐																				
☐																								
<table><tr><td>所属年度</td><td>年度</td><td>受付番号</td></tr><tr><td>納入者</td><td></td><td>請求番号</td></tr><tr><td colspan="2"></td><td></td></tr><tr><td colspan="2"></td><td></td></tr><tr><td colspan="2"></td><td></td></tr><tr><td colspan="2">金額</td><td>円</td></tr><tr><td colspan="2">()</td><td>()</td></tr></table>		所属年度	年度	受付番号	納入者		請求番号										金額		円	()		()		
所属年度	年度	受付番号																						
納入者		請求番号																						
金額		円																						
()		()																						
()内は内数で消費税及び地方消費税相当額																								
上記のとおり納付されましたから通知します。																								
尼崎市公営企業管理者 あて																								
<table><tr><td></td><td></td><td>額 収 日 付 印</td></tr><tr><td>納入期限</td><td></td><td></td></tr><tr><td>年 月 日</td><td></td><td></td></tr></table>				額 収 日 付 印	納入期限			年 月 日																
		額 収 日 付 印																						
納入期限																								
年 月 日																								
所管課																								

事業区分		納 付 書	
水			
		所属年度	
		年度	
受付番号			
請求番号			
納入者			
金額		円	
()		()	
()内は内数で消費税及び地方消費税相当額			
上記のとおり納付します。			
額 収 日 付 印			
所管課			

事業区分		納入通知書兼領収書	
水			
		所属年度	
		年度	
受付番号			
請求番号			
納入者			
金額		円	
()		()	
()内は内数で消費税及び地方消費税相当額			
上記のとおり裏面の金融機関で納入してください。			
年 月 日 尼崎市公営企業管理者之印			
尼崎市公営企業管理者			
納入期限		額 収 日 付 印	
年 月 日			
上記のとおり領収しました。			
所管課			

第5号様式1

水道使用申込書

受付区分

出力 年 月 日

受付 年 月 日

お 客 様 番 号				使 用 開始日		年 月 日	
水 道 番 号							
順 路 番 号		装 置 種 類		量水器 有 無		取替書 状 況	
フ リ ガ ナ お 客 様 名							
ご 使 用 場 所		電 話					
施 設 ・ 建 物 名							住 宅 番 号
受 取 人 (代 表 顧 客) 発 送 先 住 所		発 送 先 区 分					
代 表 顧 客 番 号		グ ル ー プ		代 行 者			
銀 行 等 口 座 情 報		銀 行 支 店 種 別		口 座 番 号		預 金 者 氏 名 (口 座 名 義 人)	
口 座 継 続		有 ・ 無		前 お 客 様 番 号		収 納 区 分	
調 定 用 途		下 水 計 算 区 分		下 水 減 免			
前 お 客 様 番 号							
前 お 客 様 名							
		年 月 日		指 示 数 (m ³)		使 用 水 量 (m ³)	
次 回 計 量 日							
中 止 年 月 日							
前 回 計 量 日							
止 水 栓 区 分		メ ー タ 口 径		メ ー タ 番 号		メ ー タ 位 置	
取 付		請 求 番 号		取 付 日		地 図 位 置	
備 考				受 付 者 入 力 者		特 記	
				係 長		係 入 力	

第5号様式2

水 道 使 用 申 込 書

お客様番号										
-------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

水道 番号	地域	給水装置番号				種類	枝 番				ご使用開始日	
											年 月 日	
(フリガナ) お 客 様 名												
ご使用場所 (ご 住 所)		尼崎市										
		集合住宅名				室番		電 話	自宅			
									勤務先			
		メールアドレス										
納入通知書 等の発送先		〒 ※上記のご使用場所と異なる場合にご記入ください。								受付	入力	

第6号様式
(表)

総 代 人 選 定 届		受付 年 月 日	
ご使用場所	尼崎市	電話：	
総 代 人	ご氏名(ふりがな) ㊟		
水 道 番 号			
お 客 様 番 号		係長	係
備 考			

(裏)

お 客 様 名	お 客 様 名
総代人	26
1	
2	27
3	28
4	29
5	30
6	31
7	32
8	33
9	34
10	35
11	36
12	37
13	38
14	39
15	40
16	41
17	42
18	43
19	44
20	45
21	46
22	47
23	48
24	49
25	50

第7号様式

水道使用中止届

受付区分

出力 年 月 日

受付 年 月 日

お客様番号				使用中止日		年 月 日	
水道番号							
順路番号		装置種類		量水器有無		取替書状況	
フリガナ お客様名							
ご使用場所		電話					
施設・建物名						住宅番号	
受取人 (代表顧客) 発送先住所 (清算先)		発送先区分					
代表顧客番号		グループ		代行者			
銀行等 口座情報		銀行	支店	種別	口座番号	預金者氏名(口座名義人)	
調定用途		下水計算区分		下水減免			
清算方法	1 現地集金 2 口座振替 3 納付書送付 4 納付書投函 5 窓口支払 6 後日支払 7 CC 8 移転先集金 9 その他						
加算水量		特記情報		1日当たり 平均水量			
		年 月 日		指示数(m ³)		使用水量(m ³)	
次回計量日							
中止年月日							
前回計量日							
算定基礎	起算日			分子日数		日割月数	
	応当日			分母日数			
収 納 (清 算) 状 況							
年度	期別	水道料金(円)		下水道使用料(円)		合計金額(円)	
止水栓区分		メータ口径		メータ番号		メータ位置	
取付	請求番号			取付日		地図位置	特記
備考					受付者 入力者		
					係長	係	入力

第8号様式

水道使用用途変更届				受付		年		月		日	
給水装置 所在地		尼崎市									
(ふりがな) お客様名											
変更理由											
旧使用区分						新使用区分					
用途		種別		戸数		用途		種別		戸数	
水道番号											
お客様番号								係長		係	
備考											

第9号様式

私設消火せん消防演習使用届		受付 年 月 日		
申 込 者	使 用 者	ご住所		
		ご氏名		
	給 水 装 置 所 有 者	ご住所		
		ご氏名		
給 水 装 置 所 在 地	使用せん数 個			
使 用 状 況	火 災 想 定 場 所	尼崎市		
	使 用 日 時	年 月 日	午 前 後 午 前 後	時 分 から 時 分 まで
料金計算				
水 道 番 号		課長	係長	係
備 考				

第10号様式
(表)

総 代 人 変 更 届 受付 年 月 日	
ご使用場所	尼崎市 電話：
新 総 代 人	ご住所 尼崎市
	ご氏名(ふりがな) 印
旧 総 代 人	ご住所 尼崎市
	ご氏名
水道番号	
お客様番号	係長 係
備考	

(裏)

お 客 様 名	お 客 様 名
総代人	26
1	
2	27
3	28
4	29
5	30
6	31
7	32
8	33
9	34
10	35
11	36
12	37
13	38
14	39
15	40
16	41
17	42
18	43
19	44
20	45
21	46
22	47
23	48
24	49
25	50

第11号様式

代 理 人 変 更 届 住 所 変 更		受付 年 月 日	
ご使用場所	尼崎市		電話：
新 代 理 人	ご住所 尼崎市		
	ご氏名(ふりがな) ㊟		
旧 代 理 人	ご住所 尼崎市		
	ご氏名		
水 道 番 号		係長	係
備 考			

第12号様式

給水装置所有者変動届

受付

年 月 日

給 水 装 置 所 在 地	尼崎市		
新 所 有 者	ご住所		
	ご氏名(ふりがな) ㊞		
旧 所 有 者	ご住所		
	ご氏名		
変 更 の 理 由			
連 署 の な い 理 由			
水 道 番 号		係長	係
備 考			

第13号様式

消 火 用 水 道 使 用 届		受付		
		年 月 日		
申 込 者	使 用 者	ご住所		
		ご氏名		
	給 水 装 置 所 有 者	ご住所		
		ご氏名		
給 水 装 置 所 在 地				
使 用 状 況	火 災 発 生 場 所	尼崎市		
	使 用 日 時	年 月 日 午 前 後 時 分 から 午 前 後 時 分 まで		

第14号様式

水道使用承継届

受付区分

出力 年 月 日

受付 年 月 日

お 客 様 番 号				使 用 承 継 日		年 月 日	
水 道 番 号							
順 路 番 号		装 置 種 類		量 水 器 有 無		取 替 書 状 況	
フ リ ガ ナ お 客 様 名							
ご 使 用 場 所		電 話					
施 設 ・ 建 物 名							住 宅 番 号
受 取 人 (代 表 顧 客) 発 送 先 住 所 (清 算 先)		発 送 先 区 分					
代 表 顧 客 番 号		グ ル ー プ		代 行 者			
銀 行 等 口 座 情 報		銀 行	支 店	種 別	口 座 番 号	預 金 者 氏 名 (口 座 名 義 人)	
口 座 継 続		有 ・ 無	前 お 客 様 番 号		収 納 区 分		
調 定 用 途		下 水 計 算 区 分		下 水 減 免			
前 お 客 様 番 号						収 納 区 分	
前 お 客 様 名							
		特 記 情 報					
収 納 (清 算) 状 況							
年 度	期 別	水 道 料 金 (円)	下 水 道 使 用 料 (円)	合 計 金 額 (円)	収 納 状 況		
						特 記	
備 考					受 付 者 入 力 者		
					係 長	係	入 力

第15号様式

給 水 装 置 共 用 者 異 動 届		受付	
		年 月 日	
ご 使 用 場 所	尼崎市		電話：
総 代 人	ご氏名(ふりがな) ㊟		
加 入	加 入	加 入	加 入
脱 退	脱 退	脱 退	脱 退
加 入	加 入	加 入	加 入
脱 退	脱 退	脱 退	脱 退
加 入	加 入	加 入	加 入
脱 退	脱 退	脱 退	脱 退
加 入	加 入	加 入	加 入
脱 退	脱 退	脱 退	脱 退
水 道 番 号			戸数異動数
お 客 様 番 号			係長 係
備 考			

第16号様式

給 水 装 置 異 状 届 (修 繕)					
受付番号	番(道・私・口・他・弁)			水道番号	申込内容
受 付 年 月 日	年 月 日 午前・後 時 分			メ ー タ ー 番 号	
		お 客 様 番 号	(口径)		
工事場所					目 標 北・南 P ～ ～ 受付 管 理 図 ()P ～ ～ お客様名
(方書)	電話番号				
申込者名					

第17号様式

量水器き損・亡失届		受付 年 月 日	
給水装置 所在地	尼崎市		
水道番号			
届出人 (給水装置を 共用してい る場合は総 代人)	ご氏名		㊞
	ご住所 尼崎市	電話：	
き損・亡失	年 月 日 午 前後 時 分頃		
状 況			
旧 量 水 器		新 量 水 器	
種別・口径		式	mm
番 号		種別・口径	
		式	mm
処 理			
賠償額	課長	係長	係
円			

第18号様式

給 水 装 置 検 査 請 求 書

年 月 日

次のとおり給水装置の検査を請求します。

給 水 装 置 所 在 地	尼崎市							
請 求 者 ご 氏 名	㊟							
水 道 番 号								
量 水 器	会社番号	メーター番号			口径			mm
量水器立会試験の結果 小流量 % 正確 ・ 早転 ・ 遅転 大流量 % 検 査 実 施 日 年 月 日							請求者	
							担当者	
備 考								
年 月 日	課長	係長	係	年 月 日	課長	係長	係	
検査します。				検査結果 を通知します。				
給水条例第28条第2項に基づく 給水装置検査実費額の徴収		無 有(円)		収入年月日 ・		収入金額 円		収入確認

第19号様式

水 質 検 査 請 求 書				受付		年 月 日	
請 求 者	ご住所						
	ご氏名				電話番号		
給 水 装 置 所 在 地	尼崎市						
請 求 理 由							
採 水 日	年 月 日		天 候		採水者		
検 査 項 目	採水場所						
	採水時刻			時 分	時 分	時 分	
	基準値						
水 温 (℃)	—						
濁 度 (度)	2 度以下						
色 度 (度)	5 度以下						
臭 気 ・ 味	異常でないこと						
pH 値	5.8～8.6						
ア ル カ リ 度 (mg/L)	—						
塩 化 物 イ オ ン (mg/L)	200mg/L 以下						
有 機 物 (T O C) (mg/L)	3mg/L 以下						
遊 離 残 留 塩 素 (mg/L)	0.1mg/L 以上						
残 留 塩 素 (mg/L)	—						
所 見							
備 考							
上記のとおり水質検査の結果を通知します。				場長		係長	係
通 知 年 月 日	年 月 日						
給水条例第 28 条第 2 項に基づ く水質検査実費額の徴収		無 有(円)		収入年月日 ・ ・	収入金額 円	収入確認	

第20号様式

水 質 検 査 結 果 通 知 書

受付

年 月 日

請 求 者	ご住所				
	ご氏名			様 電話番号	
給 水 装 置 所 在 地	尼崎市				
請 求 理 由					
採 水 日	年	月	日	天 候	
検 査 項 目	採水場所				
	採水時刻		時 分	時 分	時 分
	基 準 値				
水 温 (℃)	—				
濁 度 (度)	2 度以下				
色 度 (度)	5 度以下				
臭 気 ・ 味	異常でないこと				
pH 値	5.8～8.6				
ア ル カ リ 度 (mg/L)	—				
塩 化 物 イ オ ン (mg/L)	200mg/L 以下				
有 機 物 (T O C) (mg/L)	3mg/L 以下				
遊 離 残 留 塩 素 (mg/L)	0.1mg/L 以上				
残 留 塩 素 (mg/L)	—				
所 見					
年 月 日 上記のとおり水質検査の結果を通知します。 尼崎市公営企業管理者 尼崎市公 営企業管 理者之印					
お問合せは： 電話					

第22号様式1
(表)

事業区分 水		納 付 済 通 知 書 ㊤		
項				
目				
節				
細節				
		口座番号	加入者名	取りまとめ局
所属年度・期		お問い合わせは、お客様番号をお願いします。		
年度		お客様番号		
期		ご使用期間		
お 客 様 名				
水 道 料 金 等 合 計 金 額 円				
納 入 期 限 年 月 日				
				領 取 日 付 印
請 求 番 号				
上記のとおり納付されましたから通知します。 尼崎市公営企業管理者 あて				(公営企業局／本部控)

事業区分 水		納 付 書 ㊤	
お客様番号			
水道番号			
(口座番号)		(加入者名)	
お客様名			
請求番号			
所属年度・期 年度 期			
水 道 料 金 等 合計金額 円			
上記のとおり納付します。			
領 取 日 付 印			
(取扱金融機関／店舗控)			

事業区分 水		納 入 通 知 書 兼 領 取 書 ㊤	
お客様番号			
水道番号			
(口座番号)		(加入者名)	
ご氏名			
ご使用場所 尼崎市			
お客様名			
水 道 料 金 等			
下記の水道料金等の納入期限までに裏面の納入場所で納入してください。			
年 月 日			
尼崎市公営企業管理者 尼崎市公営企業管理者之印			
請求番号			
年度	期	口径	ご使用水量 m ³
～			
水 道 料 金 ()			
下水道使用料 ()			
合 計 金 額 円			
単位は円。()内は内数で消費税及び地方消費税相当額			
納 入 期 限		領 取 日 付 印	
年 月 日			
上記のとおり領収しました。 (お客様控え)		収入印紙不要	
この領収書に領収印のないもの又は金額を訂正したものは無効です。			

(裏)

納入場所
(金融機関等名)

第22号様式2
(表)

納入場所 (金融機関等名)	事業区分		納入通知書兼領収書 ㊤									
	水		口座番号									
	加入者名											
	お客様番号		ご住所									
	所属年度		納入者		ご氏名							
	年度		様									
	項		目		節		細節					
	種		別		金		額					
	水道料金		千	百	拾	万	千	百	拾	円		
	うち消費税及び地方消費税相当額		(							)		
	下水道使用料											
	うち消費税及び地方消費税相当額		(							)		
	計											
	摘要		年度		期分		収納区分					
	納付期限		年		月		日					
上記のとおり左記の金融機関に納入してください。		年		月		日		領収日付印				
尼崎市公営企業管理者		尼崎市公営企業管理者之印										
上記のとおり領収しました。												
所管課												
(納入者保管)												

領収日付印									
-------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

事業区分		納付済通知書 ㊤									
水		口座番号		加入者名							
取りまとめ局											
お客様番号		ご住所									
所属年度		納入者		ご氏名							
年度		様									
項		目		節		細節					
種		別		金		額					
水道料金		千	百	拾	万	千	百	拾	円		
うち消費税及び地方消費税相当額		(							)		
下水道使用料											
うち消費税及び地方消費税相当額		(							)		
計											
摘要		年度		期分		収納区分					
納付期限		年		月		日					
上記のとおり納付されましたから通知します。		年		月		日		領収日付印			
尼崎市公営企業管理者		あて									
所管課											
(尼崎市水道局保管)											

(裏)

事業区分		納 付 書 ㊟									
水		口座番号									
お客様番号		加入者名									
所属年度		納入者		ご住所							
年度				ご氏名							
項 目		節 節		様							
種 別		金 額									
水道料金		千 百 拾 万 千 百 拾 円									
うち消費税及び地方消費税相当額 (		)									
下水道使用料											
うち消費税及び地方消費税相当額 (		)									
計											
摘要		年度 期分		取 納 区 分							
納付期限		年 月 日									
上記のとおり納付します。				領 取 日 付 印							
				領 取 日 付 印 は 裏 面							
所管課											
(金融機関保管)											

第22号様式3
(表)

事業区分 水	納 付 済 通 知 書 ㉔	事業区分 水	納 付 書 ㉕
-----------	---------------	-----------	---------

項		
目		
節		
細節		

口座番号	加入者名	取りまとめ局
------	------	--------

お問い合わせは、受付番号をお願いします。

所属年度・月	受 付 番 号	
年度		
月分	修 繕 年 月 日	年 月 日

ご氏名	
-----	--

工 事 場 所	
------------------	--

工 事 区 分	
------------------	--

修繕年月日	
-------	--

金 額	
-----	--

納 入 期 限	
---------	--

請 求 番 号	
---------	--

上記のとおり納付されましたから通知します。
尼崎市公営企業管理者 あて (公営企業局／本部控)

領 収 日 付 印	
-----------	--

請 求 番 号	
---------	--

上記のとおり領収しました。収入印紙不要
(お客様控)

(裏)

納入場所
(金融機関等名)

第22号様式4
(表)

事業区分 水		納入通知書兼領収書											
お客様番号		納入者		ご住所									
所属年度		年度		ご氏名									
項	目	節		総額		千	百	拾	万	千	百	拾	円
期	水道料金 (円)		下水道使用料 (円)		計 (円)		備考						
計													
項	目	節	細節										
項	目	節	細節										
上記のとおり納入してください。 年 月 日													
尼崎市公営企業管理者										尼崎市公 営企業管 理者之印		領収日付印	
上記のとおり領収しました。 所管課 局 部 課													

事業区分 水		納付済通知書											
お客様番号		納入者		ご住所									
所属年度		年度		ご氏名									
項	目	節		総額		千	百	拾	万	千	百	拾	円
期	水道料金 (円)		下水道使用料 (円)		計 (円)		備考						
計													
項	目	節	細節										
項	目	節	細節										
上記のとおり納付されましたから通知します。													
尼崎市公営企業管理者 あて										領収日付印			
所管課 局 部 課													

領収日付印

(裏)

事業区分 水		納 付 書			
お客様番号		納入者		ご住所	
所属年度		年度		ご氏名	
項 目			千 百 拾 万 千 百 拾 円		様
節			総 額		
細節					
期	水道料金 (円)	下水道使用料 (円)	計 (円)	備 考	
計					
項	目	節	細節		
項	目	節	細節		
上記のとおり納付します。					領収日付印
					領収日付印
所管課 局 部 課					は 裏 面

第22号様式5
(表)

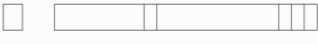
事業区分 水		納 付 済 通 知 書 ㊤		
項				
目				
節				
細節				
		口座番号	加入者名	取りまとめ局
		お問い合わせは、お客様番号をお願いします。		
所 属 年 度	お客様番号			
年				
		水道番号		
お客様名				
住宅名				
受水槽等清掃用水道料金		受水槽等容量 金額	m ³ 円	
納入期限 年 月 日				
			領 取 日 付 印	
請 求 番 号				
上記のとおり納付されましたから通知します。 尼崎市公営企業管理者 あて (公営企業局／本部控)				

事業区分 水		納 付 書 ㊤	
受水槽等清掃用水道料金		年度	
(口座番号)	(加入者名)		
お客様番号			
請求番号			
お客様名 様			
住宅名			
受水槽等容量 金額 ()		m ³ 円	
()内は内数で消費税及び地方消費税相当額 上記のとおり納付します。			
		領 取 日 付 印	
(取扱金融機関／店舗控)			

事業区分 水		納 入 通 知 書 兼 領 取 書 ㊤	
受水槽等清掃用水道料金		年度	
(口座番号)	(加入者名)		
お客様番号			
請求番号			
お客様名 様			
使用場所			
総代人 様			
住宅名			
受水槽等容量 金額 ()		m ³ 円	
()内は内数で消費税及び地方消費税相当額			
上記のとおり裏面の納入場所で納入してください。 年 月 日 尼崎市公営企業管理者 尼崎市公営企業管理者之印			
納 入 期 限		領 取 日 付 印	
年 月 日			
上記のとおり領収しました。 (お客様控)		収入印紙不要	
この領収書に領収印のないもの又は金額を訂正したものは無効です。			

(裏)

納入場所
(金融機関等名)

事業区分 水	納 付 済 通 知 書 (催 告) ㊤		
項			
目			
節			
細節			
口座番号	加入者名	取りまとめ局	
 お問い合わせは、お客様番号をお願いします。 お 客 様 番 号			
所属年度・期 年度 期	ご 使 用 期 間 . . . ~ . . .		
お 客 様 名			
水 道 料 金 等		合 計 金 額	円
納 入 期 限 年 月 日			
			領 収 日 付 印
請 求 番 号			領 収 日 付 印
上記のとおり納付されましたら通知します。 尼崎市公営企業管理者 あて (公営企業局 / 本部控)			

事業区分 水	納 付 書 ㊤		
お客様番号			
水道番号			
(口座番号)		(加入者名)	
お客様名			
様			
請求番号			
所属年度・期		年 度 期	
水 道 料 金 等 合計金額		円	
上記のとおり納付します。			
領 収 日 付 印			
(取扱金融機関 / 店舗控)			

事業区分 水	納入通知書(催告)兼領収書 ㊤		
お客様番号			
水 道 番 号		(口座番号) (加入者名)	
ご氏名			
ご使用場所		尼崎市 様	
お客様名			
様			
水 道 料 金 等			
下記の水道料金等が未納となっております。至急裏面の納入場 所で納入してください。 (すでに納められている場合は、本状は行き違いですのでご了承ください。)			
年 月 日 尼崎市公営企業管理者 尼崎市公 営企業管 理者之印			
請求番号			
年 度	期	口 徑	ご使用 水 量 m³
~			
水 道 料 金 ()			
下水道使用料 ()			
合 計 金 額 円			
単位は円。()内は内数で消費税及び地方消費税相当額			
納 入 期 限		領 収 日 付 印	
年 月 日			
上記のとおり領収しました。 (お客様控え)			
収入印紙不要		この領収書に領収印のないもの又は金額を訂正したものは無効です。	

(裏)

納入場所
(金融機関等名)

第23号様式1

事業区分 水

No.

納入通知書兼領収書

尼崎市

様

次のとおり納入してください。

尼崎市公営企業管理者

尼崎市公 営企業管 理者之印

お客様番号			
年 月 日		使用中止精算分	
年度	期	水道料金(円)	下水道使用料(円)
小 計(円)		()	()
合 計 金 額		円	

()内は内数で消費税及び地方消費税相当額

上記のとおり領収しました。

尼崎市公営企業管理者



領収日付印



この領収書に領収日付印のないもの及び金額を訂正したものは無効です。なお、証券でお支払の場合は、当局口座に入金にならなければ本書は無効です。

No.

納入通知書兼領収書

尼崎市

様

次のとおり納入してください。

尼崎市公営企業管理者

尼崎市公
営企業管
理者之印

お客様番号					
期	月	水道料金(円)	下水道使用料(円)	(円)	① 計(円)
		()	()		
年度	期	水道料金(円)	下水道使用料(円)	(円)	② 計(円)
合計金額(①+②)				円	

()内は内数で消費税及び地方消費税相当額

上記のとおり領収しました。

尼崎市公営企業管理者

尼崎市
公営企業管理者

金 銭
領収之印

領収日付印

この領収書に領収日付印のないもの及び金額を訂正したものは無効です。なお、証券でお支払の場合は、当局口座に入金にならなければ本書は無効です。

第24号様式
(表)

事業区分 水	事業区分 水	納 付 書	事業区分 水																								
納 付 済 通 知 書 (督 促)		納入通知書(督促)兼領収書																									
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">項</td> <td style="width: 90%;"></td> </tr> <tr> <td>目</td> <td> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; height: 20px;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td>節</td> <td></td> </tr> <tr> <td>細節</td> <td></td> </tr> </table>		項		目	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; height: 20px;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> </table>											節		細節		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">水道番号</td> <td style="width: 80%;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">(口座番号)</td> <td style="width: 50%;">(加入者名)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="height: 100px;"></td> </tr> </table> </td> </tr> </table>		水道番号	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">(口座番号)</td> <td style="width: 50%;">(加入者名)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="height: 100px;"></td> </tr> </table>	(口座番号)	(加入者名)		
項																											
目	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; height: 20px;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> </table>																										
節																											
細節																											
水道番号	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">(口座番号)</td> <td style="width: 50%;">(加入者名)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="height: 100px;"></td> </tr> </table>	(口座番号)	(加入者名)																								
(口座番号)	(加入者名)																										
所属年度・期 年度 期		請求番号 所属年度・期 年度 期																									
水 道 料 金 等 合 計 金 額		水道料金等 合計金額																									
納 入 期 限		納 入 期 限																									
請 求 番 号		請求番号																									
上記のとおり納入されましたら通知します。 尼崎市公営企業管理者 へ		上記のとおり納入します。 (取振金融機関/店舗控)																									

(裏)

納入場所
(金融機関等名)

第25号様式1

事業区分
水

No.

領 収 書

尼崎市

様

お客様番号			
年度	期	水道料金(円)	下水道使用料(円)
小 計(円)		()	()
合 計 金 額		円	

()内は内数で消費税及び地方消費税相当額

上記のとおり領収しました。

尼崎市公営企業管理者



領収日付印



この領収書に領収日付印のないもの及び金額を訂正したものは無効です。なお、証券でお支払の場合は、当局口座に入金にならなければ本書は無効です。

No.

領 収 書

ご住所
ご氏名

様

お客様番号					
年度	期	水道料金(円)	下水道使用料(円)	(円)	計(円)
合 計		円			

上記のとおり領収しました。

尼崎市公営企業管理者

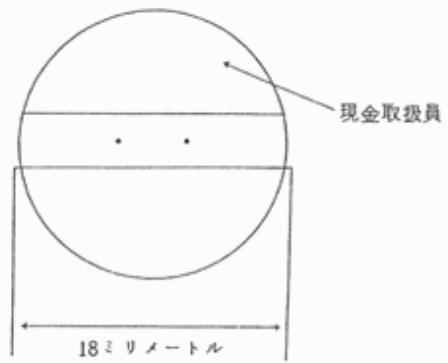


領収日付印



この領収書に領収日付印のないもの及び金額を訂正したものは無効です。なお、証券でお支払の場合は、当局口座に入金にならなければ本書は無効です。

第26号様式



第27号様式
(表)

事業区分 水		納 付 済 通 知 書 ㊤		
項				
目				
節				
細節				
		口座番号	加入者名	取りまとめ局
所属年度		水道番号		
年		受付番号		
納入者				
前 受 水 道 料 金 金 額 円				
納 入 期 限 年 月 日				
				領 収 日 付 印
請 求 番 号		上記のとおり納付されましたから通知します。 尼崎市公営企業管理者 あて (公営企業局／本部控)		

事業区分 水		納 付 書 ㊤	
前受水道料金		年度	
(口座番号)	(加入者名)		
水道番号			
受付番号			
請求番号			
納 入 者			
口 径 mm			
工事期間 から まで			
金額 円			
上記のとおり納付します。			
領 収 日 付 印			
(取扱金融機関／店舗控)			

事業区分 水		納 入 通 知 書 兼 領 収 書 ㊤	
前受水道料金		年度	
(口座番号)	(加入者名)		
水道番号			
受付番号			
請求番号			
納 入 者			
工事場所			
申込者			
口 径 mm			
工事期間 から まで			
金額 円			
上記のとおり裏面の納入場所で納入してください。			
年 月 日		尼崎市公営企業管理者 之印	
納 入 期 限		領 収 日 付 印	
年 月 日			
上記のとおり領収しました。 (お客様控)		収入印紙不要 この領収書に領収印のないもの又は金額を訂正したものは無効です。	

(裏)

納入場所
(金融機関等名)

第28号様式
(表)

事業区分 水		納 付 済 通 知 書	
項			
目			
節			
細節			
所属年度	年度	受付番号	
納入者		請求番号	
申込者			
金額		円	
手数料			
上記のとおり納付されましたから通知します。			
尼崎市公営企業管理者 あて			
納入期限		領収日付印	
年	月 日		
所管課			

事業区分 水	納 付 書	
	手数料	
	所属年度	年度
受付番号		
請求番号		
納入者		
申込者		
金額	円	
上記のとおり納付します。		
領収日付印		
所管課		

事業区分 水	納入通知書兼領収書	
	手数料	
	所属年度	年度
受付番号		
請求番号		
納入者		
申込者		
金額	円	
上記のとおり裏面の金融機関で納入してください。		
年	月	日
尼崎市公営企業管理者		尼崎市公営企業管理者之印
納入期限	領収日付印	
年	月	日
上記のとおり領収しました。		
所管課		

(裏)

納入場所 (金融機関名)		

事業区分 水		納付済通知書 ㊦	
項目			
節			
細節			
年度 月分		☐	
口座番号		加入者 尼崎市公営企業管理者	取りまとめ局
		受付番号	
		整理番号	
ご氏名			
工事場所			
修繕工事弁償金 金額 円			

上記のとおり納付されましたから通知します。

尼崎市公営企業管理者 あて

領収日付印

納入期限

 年 月 日

事業区分 水		納付書 ㊦	
		修繕工事弁償金	
		年度 月分	
		尼崎市公営企業管理者	
受付番号			
整理番号			
ご氏名			
工事場所			
修繕年月日			

金額 円

上記のとおり納付します。

領収日付印

納入期限

 年 月 日

事業区分 水		納入通知書兼領収書 ㊦	
		修繕工事弁償金	
		年度 月分	
		尼崎市公営企業管理者	
受付番号			
整理番号			
ご氏名			
工事場所			
修繕年月日			

金額 円

上記のとおり別紙の金融機関等で納入してください。

年 月 日
 尼崎市公営企業管理者

尼崎市公
 営企業管
 理者之印

領収日付印

納入期限

 年 月 日

上記のとおり領収しました。

第29号様式2
(表)

納入場所 (金融機関等名)	事業区分 水	納入通知書兼領収書 ㊤			
	項	目	節	細節	
	口座番号	加入者	取りまとめ局		
	受付番号 (整理番号:)				
	年度	月分	金 額	修繕年月日	
			円		
	工 事 場 所				
	尼崎市				
	上記のとおり 年 月 日までに左記の金融機関等に納入してください。				
	年 月 日				
	尼崎市公営企業管理者 公営企業管理者之印			領収日付印	
	上記のとおり領収しました。				
	所管課				

事業区分 水	納付済通知書 ㊤			
項	目	節	細節	
口座番号	加入者	取りまとめ局		
受付番号 (整理番号:)				
年度	月分	金 額	修繕年月日	
		円		
工 事 場 所				
尼崎市				
上記のとおり納付されましたから通知します。				
尼崎市公営企業管理者 あて			領収日付印	
所管課				

領収日付印

(裏)

事業区分 水	納付書 ㊤		
項	目	節	細節
口座番号		加入者	取りまとめ局
受付番号 (整理番号：) 年度 月分 金額 修繕年月日 円			
工 事 場 所			
尼崎市			
上記のとおり納付します。 領収日付印 領収日付印 は 裏 面			
所管課			

第 号

職氏名

年 月 日生

年 月 日交付

尼崎市公営企業管理者 (印)

水 道 法(抄)

第17条 水道事業者は、日出後日没前に限り、その職員をして、当該水道によって水の供給を受ける者の土地又は建物に立ち入り、給水装置を検査させることができる。ただし、人の看守し、若しくは人の住居に使用する建物又は閉鎖された門内に立ち入るときは、その看守者、居住者又はこれらに代るべき者の同意を得なければならない。

2 前項の規定により給水装置の検査に従事する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

- 第1号様式
(昭43水道局管理規程9・昭58水道局管理規程1・平13水道局管理規程5・全改)
- 第2号様式
(昭40水道局管理規程6・昭41水道局管理規程12・昭42水道局管理規程1・一部改正、昭43水道局管理規程9・昭51水道局管理規程6・全改、平6水道局管理規程6・平10水道局管理規程1・一部改正)
- 第3号様式 削除
(平24水道局管理規程8)
- 第4号様式
(平7水道局管理規程6・追加、平9水道局管理規程5・平10水道局管理規程1・一部改正、平13水道局管理規程5・全改、平21水道局管理規程10・平24水道局管理規程2・平30水道局管理規程21・一部改正)
- 第5号様式1
(昭40水道局管理規程6・昭41水道局管理規程12・昭42水道局管理規程1・一部改正、昭42水道局管理規程15・昭43水道局管理規程9・昭47水道局管理規程2・昭48水道局管理規程4・昭49水道局管理規程5・全改、昭51水道局管理規程6・昭57水道局管理規程2・一部改正、平2水道局管理規程4・全改、平10水道局管理規程3・一部改正、平13水道局管理規程5・平19水道局管理規程2・全改)
- 第5号様式2
(平2水道局管理規程4・追加、平13水道局管理規程5・平19水道局管理規程12・全改、平30水道局管理規程21・一部改正)
- 第6号様式
(昭41水道局管理規程12・昭42水道局管理規程1・一部改正、昭42水道局管理規程15・昭43水道局管理規程9・全改、昭51水道局管理規程6・昭57水道局管理規程2・平2水道局管理規程4・平10水道局管理規程3・一部改正、平13水道局管理規程5・全改、平18水道局管理規程8・平30水道局管理規程21・一部改正)
- 第7号様式
(昭41水道局管理規程12・昭42水道局管理規程1・昭42水道局管理規程19・一部改正、昭42水道局管理規程15・昭43水道局管理規程9・昭47水道局管理規程2・全改、昭51水道局管理規程6・一部改正、昭55水道局管理規程4・全改、昭57水道局管理規程2・一部改正、昭57水道局管理規程9・平2水道局管理規程4・全改、平6水道局管理規程6・平10水道局管理規程3・一部改正、平13水道局管理規程5・平19水道局管理規程2・全改)
- 第8号様式
(昭41水道局管理規程12・昭42水道局管理規程1・一部改正、昭42水道局管理規程15・昭43水道局管理規程9・全改、昭51水道局管理規程6・昭57水道局管理規程2・平2水道局管理規程4・平10水道局管理規程3・平13水道局管理規程5・平18水道局管理規程8・平30水道局管理規程21・一部改正)
- 第9号様式
(昭40水道局管理規程6・昭41水道局管理規程12・昭41水道局管理規程1・一部改正、昭43水道局管理規程9・全改、昭51水道局管理規程6・平13水道局管理規程5・平18水道局管理規程8・平30水道局管理規程21・一部改正)
- 第10号様式
(昭41水道局管理規程12・昭42水道局管理規程1・一部改正、昭42水道局管理規程15・昭43水道局管理規程9・全改、昭51水道局管理規程6・昭57水道局管理規程2・平2水道局管理規程4・平10水道局管理規程3・一部改正、平13水道局管理規程5・全改、平18水道局管理規程8・平30水道局管理規程21・一部改正)
- 第11号様式
(昭40水道局管理規程6・昭42水道局管理規程1・昭42水道局管理規程19・一部改正、昭43水道局管理規程9・全改、昭51水道局管理規程6・平13水道局管理規程5・平30水道局管理規程21・一部改正)
- 第12号様式
(昭40水道局管理規程6・昭41水道局管理規程12・昭42水道局管理規程1・昭42水道局管理規程19・一部改正、昭43水道局管理規程9・全改、昭51水道局管理規程6・平13水道局管理規程5・平30水道局管理規程21・一部改正)
- 第13号様式
(昭40水道局管理規程6・昭42水道局管理規程1・昭42水道局管理規程19・一部改正、昭43水道局管理規程9・全改、昭51水道局管理規程6・平13水道局管理規程5・平18水道局管理規程8・平30水道局管理規程21・一部改正)
- 第14号様式
(昭41水道局管理規程12・昭42水道局管理規程1・昭42水道局管理規程19・一部改正、昭42水道局管理規程15・昭43水道局管理規程9・昭47水道局管理規程2・全改、昭51水道局管理規程6・昭57水道局管理規程2・一部改正、平2水道局管理規程4・平6水道局管理規程6・全改、平10

水道局管理規程 3・一部改正、平 1 3 水道局管理規程 5・平 1 9 水道局管理規程 2・全改)

第 1 5 号様式

(昭 4 0 水道局管理規程 6・昭 4 1 水道局管理規程 1 2・昭 4 2 水道局管理規程 1・昭 4 2 水道局管理規程 1 9・一部改正、昭 4 2 水道局管理規程 1 5・昭 4 3 水道局管理規程 9・全改、昭 5 1 水道局管理規程 6・昭 5 7 水道局管理規程 2・平 2 水道局管理規程 4・平 1 0 水道局管理規程 3・平 1 3 水道局管理規程 5・平 1 8 水道局管理規程 8・平 3 0 水道局管理規程 2 1・一部改正)

第 1 6 号様式

(昭 4 0 水道局管理規程 6・昭 4 2 水道局管理規程 1・昭 4 2 水道局管理規程 1 9・一部改正、昭 4 3 水道局管理規程 9・昭 4 5 水道局管理規程 8・昭 4 9 水道局管理規程 5・全改、昭 5 1 水道局管理規程 6・一部改正、昭 6 0 水道局管理規程 4・平 7 水道局管理規程 7・平 1 3 水道局管理規程 5・全改、平 3 0 水道局管理規程 2 1・一部改正)

第 1 7 号様式

(昭 4 1 水道局管理規程 1 2・昭 4 2 水道局管理規程 1・一部改正、昭 4 3 水道局管理規程 9・全改、昭 5 1 水道局管理規程 6・平 1 3 水道局管理規程 5・平 3 0 水道局管理規程 2 1・一部改正)

第 1 8 号様式

(昭 4 1 水道局管理規程 1 2・昭 4 2 水道局管理規程 1・一部改正、昭 4 3 水道局管理規程 9・全改、昭 5 1 水道局管理規程 6・平 1 0 水道局管理規程 3・一部改正、平 1 3 水道局管理規程 5・全改、平 3 0 水道局管理規程 2 1・平 3 0 公営企業局管理規程 1 5・一部改正)

第 1 9 号様式

(昭 3 9 水道局管理規程 6・全改、昭 4 0 水道局管理規程 6・昭 4 2 水道局管理規程 1・一部改正、昭 4 3 水道局管理規程 9・全改、昭 4 4 水道局管理規程 4・一部改正、昭 4 6 水道局管理規程 6・全改、昭 5 1 水道局管理規程 6・昭 5 2 水道局管理規程 5・昭 5 7 水道局管理規程 2・一部改正、昭 5 9 水道局管理規程 4・平 5 水道局管理規程 7・全改、平 1 3 水道局管理規程 5・平 1 6 水道局管理規程 4・平 2 3 水道局管理規程 1 3・平 3 0 水道局管理規程 2 1・一部改正)

第 2 0 号様式

(昭 4 6 水道局管理規程 6・追加、昭 5 1 水道局管理規程 6・昭 5 2 水道局管理規程 5・昭 5 7 水道局管理規程 2・一部改正、昭 5 9 水道局管理規程 4・全改、昭 6 3 水道局管理規程 4・一部改正、平 5 水道局管理規程 7・全改、平 1 1 水道局管理規程 3・平 1 3 水道局管理規程 5・平 1 6 水道局管理規程 4・平 2 1 水道局管理規程 1 0・平 2 3 水道局管理規程 1 3・平 2 4 水道局管理規程 2・平 3 0 水道局管理規程 2 1・一部改正)

第 2 1 号様式 削除

(平 2 0 水道局管理規程 1 0)

第 2 2 号様式 1

(昭 4 3 水道局管理規程 9・追加、昭 4 3 水道局管理規程 1 2・昭 4 3 水道局管理規程 1 7・一部改正、昭 4 5 水道局管理規程 1 2・全改、昭 4 9 水道局管理規程 1・昭 5 1 水道局管理規程 6・一部改正、昭 5 5 水道局管理規程 4・全改、昭 5 7 水道局管理規程 2・平 2 水道局管理規程 4・平 6 水道局管理規程 6・一部改正、平 7 水道局管理規程 7・全改、平 9 水道局管理規程 5・一部改正、平 1 0 水道局管理規程 3・平 1 3 水道局管理規程 5・全改、平 1 7 水道局管理規程 1 1・一部改正、平 1 9 水道局管理規程 1 2・全改、平 3 0 水道局管理規程 2 1・一部改正)

第 2 2 号様式 2

(平 7 水道局管理規程 7・追加、平 9 水道局管理規程 5・一部改正、平 1 0 水道局管理規程 3・全改、平 1 1 水道局管理規程 3・一部改正、平 1 3 水道局管理規程 5・平 1 9 水道局管理規程 1 2・全改、平 2 1 水道局管理規程 1 0・平 2 4 水道局管理規程 2・平 3 0 水道局管理規程 2 1・平 3 0 公営企業局管理規程 1 5・一部改正)

第 2 2 号様式 3

(平 1 0 水道局管理規程 3・追加、平 1 3 水道局管理規程 5・全改、平 1 7 水道局管理規程 1 1・一部改正、平 1 9 水道局管理規程 1 2・全改、平 3 0 水道局管理規程 2 1・一部改正)

第 2 2 号様式 4

(平 1 0 水道局管理規程 3・追加、平 1 1 水道局管理規程 3・一部改正、平 1 3 水道局管理規程 5・全改、平 2 1 水道局管理規程 1 0・平 2 4 水道局管理規程 2・平 3 0 水道局管理規程 2 1・一部改正)

第 2 2 号様式 5

(平 1 9 水道局管理規程 1 2・追加、平 3 0 水道局管理規程 2 1・一部改正)

第 2 2 号様式 6

(平 1 9 水道局管理規程 1 2・追加、平 3 0 水道局管理規程 2 1・一部改正)

第 2 3 号様式 1

(平 2 水道局管理規程 4・追加、平 6 水道局管理規程 6・平 7 水道局管理規程 7・平 9 水道局管理規程 5・一部改正、平 1 0 水道局管理規程 3・平 1 3 水道局管理規程 5・全改、平 3 0 水道局管理規程 2 1・一部改正)

第 2 3 号様式 2

(平 1 0 水道局管理規程 3・追加、平 1 3 水道局管理規程 5・全改、平 3 0 水道局管理規程 2 1・一部改正)

第 2 4 号様式

(昭42水道局管理規程5・全改、昭43水道局管理規程9・一部改正、昭45水道局管理規程10・全改、昭47水道局管理規程5・一部改正、昭51水道局管理規程1・全改、昭51水道局管理規程6・一部改正、昭55水道局管理規程4・昭57水道局管理規程2・平2水道局管理規程4・全改、平4水道局管理規程12・一部改正、平10水道局管理規程3・平13水道局管理規程5・全改、平17水道局管理規程11・一部改正、平19水道局管理規程12・旧第24号様式1・一部改正・全改、平30水道局管理規程21・一部改正)

第25号様式1

(昭41水道局管理規程11・全改、昭41水道局管理規程12・昭41水道局管理規程15・昭42水道局管理規程1・昭43水道局管理規程9・昭44水道局管理規程6・昭45水道局管理規程9・昭45水道局管理規程13・昭46水道局管理規程10・昭47水道局管理規程9・昭47水道局管理規程10・昭47水道局管理規程11・昭48水道局管理規程9・昭48水道局管理規程10・昭49水道局管理規程5・一部改正、昭51水道局管理規程1・全改、昭51水道局管理規程6・一部改正、昭57水道局管理規程2・平2水道局管理規程4・平4水道局管理規程12・全改、平6水道局管理規程6・一部改正、平9水道局管理規程5・平10水道局管理規程3・平13水道局管理規程5・全改、平30水道局管理規程21・一部改正)

第25号様式2

(平2水道局管理規程4・追加、平4水道局管理規程12・平6水道局管理規程6・平8水道局管理規程2・一部改正、平9水道局管理規程5・平10水道局管理規程3・平13水道局管理規程5・全改、平30水道局管理規程21・一部改正)

第26号様式

(平7水道局管理規程7・追加、平9水道局管理規程5・平10水道局管理規程3・全改)

第27号様式

(平7水道局管理規程7・追加、平9水道局管理規程5・平10水道局管理規程3・全改、平11水道局管理規程3・一部改正、平13水道局管理規程5・全改、平17水道局管理規程11・一部改正、平19水道局管理規程12・全改、平30水道局管理規程21・一部改正)

第28号様式

(昭39水道局管理規程6・一部改正、昭42水道局管理規程7・全改、昭43水道局管理規程9・昭51水道局管理規程6・平7水道局管理規程7・一部改正、平10水道局管理規程3・平13水道局管理規程5・全改、平21水道局管理規程10・平24水道局管理規程2・平30水道局管理規程21・一部改正)

第29号様式1

(昭39水道局管理規程6・全改、昭40水道局管理規程6・昭40水道局管理規程13・昭41水道局管理規程3・昭41水道局管理規程15・昭42水道局管理規程1・昭42水道局管理規程5・昭43水道局管理規程9・昭44水道局管理規程6・昭45水道局管理規程9・昭45水道局管理規程13・昭46水道局管理規程10・昭47水道局管理規程9・昭47水道局管理規程10・昭47水道局管理規程11・昭48水道局管理規程9・昭48水道局管理規程10・昭49水道局管理規程5・一部改正、昭55水道局管理規程4・全改、昭57水道局管理規程2・一部改正、平7水道局管理規程6・平10水道局管理規程3・平13水道局管理規程5・全改、平30水道局管理規程21・一部改正)

第29号様式2

(平10水道局管理規程3・追加、平11水道局管理規程3・一部改正、平13水道局管理規程5・全改、平21水道局管理規程10・平24水道局管理規程2・平30水道局管理規程21・一部改正)

第30号様式

(昭39水道局管理規程6・昭42水道局管理規程1・昭43水道局管理規程9・平30水道局管理規程21・一部改正)